

第8回(定例)沖縄県教育委員会

1 日時 平成21年4月15日 15時00分～ 16時30分

2 場所 教育庁第一会議室

3 出席者

委員	比嘉 委員 (委員長) 鎌田 委員 東 委員 安次嶺 委員 中野 委員 金武 委員 (教育長)	(欠席委員)
教育庁	統括監等	教育管理統括監、教育指導統括官、参事
	課長及び班長等	総務課長 財務課長 施設課長 福利課長 県立学校教育課長 義務教育課長 保健体育課長 生涯学習振興課長 文化課長 全国高校総体推進課副参事兼班長
	職務のため出席した者	(事務局) 総務課副参事兼総務班班長 総務課総務班主査 県立学校教育課高校教育改革班班長 県立学校教育課指導主事
4 傍聴した者		記者 2人

平成 21 年第 8 回(定例)県教育委員会会議

開会 (15:00)

委員長	それでは、ただ今から平成21年第8回定例県教育委員会会議を開催します。 はじめに会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に前回会議録の承認を行います。安次嶺委員お願いします。
安次嶺委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているということですが、承認してよいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	承認します。 今回、会議録署名人は、中野委員にお願いします。
中野委員	はい。
委員長	次に教育長報告をお願いします。
教育長	(教育長報告を行う)
委員長	では、ご質疑ござりますか。
安次嶺委員	4ページの、栄養教諭について。栄養教諭の配置状況はどのくらいの学校に配置されることになるのか。現在14人ということだが、本来もっと必要ではないのか。
保体課長	平成21年度、この14人配置の検証を行って、今後どのように対処するかということを検討していくということで進めております。
安次嶺委員	県内でどのくらい必要と考えているのか。
保体課長	基本的には全学校に必要だと考えております。
安次嶺委員	全学校に、本来は必要だということか。今は一部ということか。
保体課長	栄養教諭自体は14人ですが、栄養職員が各学校におります。

安次嶺委員	栄養というのは、今後の食育、もちろん学力もだが、総合的に考える時に非常に大事だ。これを今後重視して、子どもたちの学校での教育を考えなければならない。その場合に、本来どのくらい配置すべきかというある程度の目標や考えがあるのではないかと思う。つまり、今配置しているこの14人というのはごく一部か。
保体課長	そうです。
安次嶺委員	私が言いたいのはそこだ。この14人を配置したのは第一歩として大変良いが、これで本当に沖縄の子どもたちの食育とか、栄養を考える上において十分なのかどうか。
保体課長	そのため、この14人配置の下で検証をして、今後の計画を立て、最終的にどのくらいをめどにするかということはこれから計画を進めていきたいと考えております。
教育長	必要なところには今後配置していく計画ですが、その前の検証のためにこの14人を3年間配置しております。その結果を受けて広げていくというかたちで考えております。
安次嶺委員	検証して、その結果、「必要ない」ということにもなるのか。
教育長	いいえ。
安次嶺委員	沖縄県では大人の健康が非常に問題になっている。今、子どもたちの健康問題をしっかりとやらなければいけない。沖縄の将来が子どもたちの健康状態にかかっている。3年間検証してそれからというよりも、今のうちに、これくらいの数の栄養の専門家を配置するのだ、という考えがほしい。
中野委員	安次嶺委員の意見に賛成だ。ただ、栄養職員がすぐに栄養教諭になれるわけではなかったかと思う。資格のこと等、栄養教諭についていく流れについて説明してほしい。
保体課長	栄養教諭になるための免許の切替が必要です。「職員」から「教諭」になりますので、資格が必要となり、そのための試験等がございます。講習等を受けて教諭となります。
安次嶺委員	では、栄養教諭を養成するプログラム等を同時に平行して進めていかなければ進まないという状況になるのではないか。14人配置して様子を見よう、で終ってしまってはいけない。
管理統括官	栄養教諭の配置については県の単独事業で行っておりまして、職員の配置計画については財政課との調整の上で行っております。おっしゃる

	とおり、食育は重要なことですので、今後とも調整を続けていきたいと考えております。
教育長	この14人配置で検証して、広げるようにしていきたいと考えております。
委員長	給食だけで解決することではないが、子どもたちの健全育成において食の問題は大きい。検証とともに、人員の配置だけではなく、中身、プログラムの策定についてもお願いしたい。 ほかにご質疑はございますか。
中野委員	9ページの、沖縄学生会館の存続についてで、「年内を目途に結論を出していきたい」とあるが、結果はどうなったのか。
県立課長	平成21年3月31日付で閉鎖され、現在も閉鎖の状態にあります。 今後どうするかについては、検討委員会で今年度内に結論を得ることとしております。
中野委員	今まで入寮していた学生は出てもらっているのか。
県立課長	はい。
教育長	耐力度調査をして、危険な建物であることが判明しましたので、入寮生に対して、外部の寮やアパート等の補助もして、全員了解を得た上で出ていただき、3月末現在で閉鎖しております。今後は、沖縄県県外学生寮検討委員会で、12月までに、どのようにするか方向性を検討することで進めております。
鎌田委員	3点質疑がある。 1点目は4ページの、公立学校教職員定期人事異動について。特別支援学校への第一希望者というのは、当局が考える数としては多いのか、少ないのか。普通学校から第一希望として特別支援学校へ行きたいと積極的に異動を希望している教員の状況はどうなのか。特別支援学校への異動の関心度について聞きたい。 2点目は8ページの、教員のメンタルヘルス対策について。精神疾患を患った教職員が1～3年間でこれだけ復帰できたことは、現場や他の方々の支援がよかつたと評価する。質問は、小・中・高で地域差があるのか、また進学校であるかどうかが関係あるのか、教職員が精神疾患にかかる要因に特徴があるのか聞きたい。 3点目は11ページの陳情第35号の答弁にある、「中1ギャップ」の改善について。とても大事なこと。ある本土の中学校の校長の経営・運営方針では、自分の学校の最も優秀な教員は中学1年生担当として積極的

	に配置すること。ややもすると進学率を高めるために中3に配置しがちだが、しかし、中1をしっかりとすれば、中2、中3はかなりうまくいくということだ。それに関連して、学力の問題もあるが、小学校と中学校の人事交流について、新教育長はどのような考え方か。資料にある答弁は前教育長のものだが、継続でとらえてほしいという観点から、新教育長の意見、方針を聞きたい。
県立課長	1点目のご質疑については、すぐにはデータを出せないので、後ほど提供いたします。
鎌田委員	特別支援学校の場合には第一希望が叶えられているのか、知りたい。
県立課長	希望者は少ないと思います。
鎌田委員	その理由はなにか等、後ほどよいので知りたい。
教育長	2点目のご質疑のメンタルヘルスの件については、基本的には地域差はないと思われます。数としては中部地区が多いですが、中部地区は職員数、学校数が多いためで、基本的には地域的な偏りはないと考えております。
鎌田委員	個人によるということか。
教育長	そのあたりのことについては、はつきりとはわかりません。地域差については、率にすると差はないものと思います。最終的には詳しいデータを見なければいけませんが、後ほどデータを提供いたします。
義務課長	3点目のご質疑の、中一ギャップ、30人学級の問題については、検証をしながら、また学校現場から必要性などを聞きながら取り組んでいます。
委員長	メンタルヘルスの問題について、精神疾患の教職員は傾向として増えているのか、年度ごとの比較ではどうなっているのか。いろいろと対策をしていると思うが、改善がどの程度見られるのか、復帰の率が高まっているのか、どのようなところが課題として残っているのか。勉強会のときにでもかまわないので、教えてほしい。
教育長	手許に詳しいデータはございませんが、メンタルヘルスについては、職場復帰支援プログラムを4月から実施しております。このような取り組みでサポートしていきたいと考えております。

福利課長	沖縄県では、平成16年度のデータでは病気休職者が198人いたのに対して平成19年度は380人ほどとなっております。全国では8,900人ほどの病気休職者がいて、その62%が精神疾患であるとされております。沖縄県では40%程度となっております。これは後でデータを出させていただきたいと思いますが、増加傾向にあることははつきりしているようです。
委員長	<p>先日、スクールカウンセラーの方から話を聞かせてもらったが、子どもたちに対するケアだけでなく、教員に対するケアも取り組みになってくると思われる。復帰支援プログラムだけではなく、スクールカウンセラ一事業等との連携の中でどう防ぐか、どう早く復帰してもらうか、等うまく連動しながらやっていけるようにお願いしたい。</p> <p>4ページの、公立学校教職員定期人事異動に関して。人事異動の基本的な方針の中で、へき地校への移動促進を図る、とある。先日、北大東村や粟国村に行った際に聞いた話では、基本的に教員の異動が2年周期であるということと、臨時任用の教員がいることで、毎年半分以上の教員が入れ替わるという現状のことだった。このことについて、子どもたちにとって安定した形で教育・育成ができる継続性の面で改善を望む声が、PTAや学校の教員の中からも聞かれた。改善の方法がないのかどうか、改めて検討をお願いしたい。</p>
鎌田委員	13ページの、県立高等学校入学者選抜の実施結果について。最終の合格者数、空き定員数、不合格者数は、素人が見ると矛盾を感じる。不合格者をこれだけ出しながら、實際には空き定員数がかなりある状況。行政、あるいは現場の進路指導、中学校との連携はどうなっているのか。毎年、空き定員がある高等学校もあると思うが、こうしたアンバランスは何年もこの状態なのか、あるいはこの2、3年で変化してきた点もあるのか。
教育長	<p>今年は、前年度比較で42人減の909人の空き定員があり、そして不合格者が414人で、本来ならば全員が進学できる状態となっております。沖縄県ではなるべく子どもたちをすぐおうというシステムをとっていますが、これだけの不合格者が出てしまっております。</p> <p>システムとしては、まず推薦入学があり、それで合格できない場合でも一般入試で受験できます。一般入試では、一次募集でいったん各学校の志願状況を新聞等で広報し、それを見た上で志願変更が可能です。そうして一次募集の試験が終了した後に、また二次募集で受験することができます。二次募集でもいったん志願状況を新聞等に広報し、それを見</p>

	<p>た上で志願変更して受験することが可能です。</p> <p>このように子どもたちをすぐおうというシステムをとっていますが、不合格者が出ております。これについては、いったん不合格となつた子どもたちがショックで次の受験に臨めないということもあるのではないかと思います。そういう子たちをサポートしてあげることが大事であると思います。</p> <p>このほか、例えば離島の場合は空きが多いなど、地域的にも偏りがある場合があります。</p>
県立課長	不合格者が多く出た学校については、どうしてそうなったのかを聞いて、なるべく全員合格に近づけるように努めておりますが、このような結果となっております。
教育長	離島等で空き定員が多いこともあります。後でデータを提供いたします。離島では空き定員はあっても生徒がいないというような状況もあります。久米島等もそうです。空き定員のある学校と受験者数の多い地域との場所が違っているというような場合もあります。
鎌田委員	13ページの「課題等」が（1）から（4）まであるが、この中に今年度新たに加わったものがあるか。それとも去年から継続してこの内容なのか。
県立課指導主事	通学区域の拡大については、おおむねいい評価を受けていると思います。問題としては、沖縄県の入試制度は複雑で、推薦、一般、二次募集の手続が、中学校、高等学校の教員に負担となっていますので、この煩雑さを解消できればと考えております。
委員長	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p>それでは、ほかに質疑がないようですので、議事に入ります。</p> <p>議題は、議案が1件となっております。議案第1号の説明をお願いします。</p>
学振課長	(議案について説明)
委員長	ご質疑はございますか。
東委員	<p>議案に対しては異議なし。</p> <p>段階的に指定管理者に移行することについて、私の意見。本来、公に必要なものは公設公営でできればよいと思う。しかし、公営ではなかなか効率的に運営できないということで、民間の効率性やサービス提供能力を借りながらやっていくということで指定管理者制度を導入するのだ</p>

	<p>と思う。段階的に導入するということは、行政と民間が交流を持てる点で素晴らしい。段階的に移行する間に、公のいいところと民のいいところをお互いに学んでほしい。今後も教育委員会管轄で公営が続く、例えば図書館等に、運営方法、就業関係、サービス提供関係等で民間から学んだことを活かしてほしい。</p> <p>また、コンペをして指定管理者を選定すると思うが、指定管理者というと聞こえはいいが単なる下請けに出すような状態にならないように。教育で使う施設なのだから、しっかり内容を引き継いで欲しい。</p> <p>安く受けようすれば、スタッフの雇用形態、待遇、就業条件等にしわ寄せがくるので、そうした点も最初に条件としてきちんと定めておくとよいと思う。</p> <p>利用率が高いとか、学校教育において非常に大切な財産であるということは勉強会でも聞いたので、しっかりやっていただきたい。</p>
委員長	<p>本来、こういう施設は公設公営がベターだと思うが、現状では指定管理者制度の導入はやむを得ないことで、承認されたことでもある。</p> <p>指定管理者制度導入によって提供するプログラムの質が低下しないようにして、公共でできていたサービスができなくなるということがないように。そして、学校教育のカリキュラムの中で積極的に導入していくようにし、これまで同じ教育委員会の機関ということで学校との連携がうまくいっていたものが、指定管理者が入ることによってうまくいかなくなってしまったというようなことがないように。</p> <p>これらのことを考え、東委員が言うように公のよいところと民のよいところを学びあう形で、段階的な導入を、良い形で進めてほしい。</p>
鎌田委員	指定管理の契約期間はどうなっているのか。
学振課長	当初は3年となっております。
安次嶺委員	沖縄県立青少年の家だから、基本的には県内の少年、青年が対象だと思うが、県外からの利用はあるか。ある場合にはどのくらい利用されているのか。
学振課長	私は玉城少年自然の家に勤務しておりましたので、そこで例を申し上げますと、例えば熊本県や佐賀県から少年団体の利用がありました。こちらの施設に宿泊し、地元の子どもたちとの交流をはかりました。内容としては、沖縄の体験プログラムを実施する等しております。このように県外の子どもたちを受け入れております。

安次嶺委員	沖縄の子どもたちも、そのように県外の青少年の家等を利用したりしているのか。
学振課長	はい。沖縄県青少年育成県民会議の主催で熊本県に行っている事例を聞いております。
安次嶺委員	子どもたちが地域の中で交流できるということはいいことだ。教室の中だけで遊んで帰るというのではつまらない。また、地域がこうした機会に子どもたちの教育に関わるというのは素晴らしいことだ。
委員長	意欲的にそういうプログラムに取り組んでくれるところが指定管理者に選ばれるとよいと思う。 それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	それでは、このとおり決定します。 これで本日の日程は全て終了しましたので、閉会します。 ありがとうございました。